

令和3年度 第10回板倉区地域協議会 次第

日 時：令和4年1月13日（木）

午後6時00分から

場 所：板倉コミュニティプラザ

201・202会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 諮問事項

- ・上越市光ヶ原高原観光総合施設の廃止について（資料1、参考資料1～3）
- ・光ヶ原わさび田の森及び光ヶ原みずばしょうの森の廃止について

（資料2、参考資料1～3）

※参考資料2、3については共通資料

5 報告事項

- ・地域協議会会長会議について（資料3）

6 協議事項

- ・令和3年度地域活動支援事業報告会について（資料4）

7 その他

8 閉 会



上施第42359号
令和3年12月28日

板倉区地域協議会
会長 平井達夫 様

上越市長 中川幹太
(産業観光交流部 施設経営管理室)



上越市光ヶ原高原観光総合施設の廃止について (諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第126号 上越市光ヶ原高原観光総合施設の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

光ヶ原高原観光総合施設については、すでに一部が休止状況にあり、今後の維持管理経費と利用実態を踏まえ、施設を公の施設として廃止することに関し、板倉区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの



板倉区総合事務所
総務課 観光グループ

別紙

現況	諮問内容
<p>1 目的 光ヶ原高原における地域資源を有効に活用し、魅力ある観光レクリエーション施設の充実を図り、市民に対し健全な余暇の場を提供するとともに、地域の活性化並びに観光及び農林業の振興に資するため、観光総合施設を設置する。</p> <p>2 名称及び位置 光ヶ原高原観光総合施設（板倉区関田 4046 番地 2）</p> <p>3 施設</p> <p>(1) ファーム・ヴィレッジ ア 高原センター イ ふれあい広場 ウ ふれあい牧場 エ その他附属施設</p> <p>(2) スポーツ・ヴィレッジ ア テニスコート イ 溪流広場 ウ その他附属施設</p> <p>(3) キャンピング・ヴィレッジ ア グリーンパル光原荘 イ キャンプ場 ウ その他附属施設</p>	<p>1 廃止予定日 令和4年4月1日</p>

上越市光ヶ原高原観光総合施設の廃止について

1. 施設概要

エリア名称	施設名称	構造・階層	延床面積	建築年
ファーム・ヴィレッジ	高原センター	鉄筋コンクリート造・2階建	1,198.25 m ²	S63
	ふれあい広場	—	—	S63
	ふれあい牧場（散策ランニングコース）	—	—	S63
	畜舎	木造・2階建	123.94 m ²	S63
	風車	鉄骨造・3階建	68.02 m ²	S63
キャンピング・ヴィレッジ	グリーンパル光原荘	木造・2階建	733.80 m ²	H6
	グリーンパル食堂棟	鉄骨造・1階建	166.18 m ²	S61
	キャンプサイト	—	—	S63
	トイレ	木造・1階建	15.66 m ²	S63
	バンガロー（4棟）	木造・1階建	13.25 m ² ×4棟	H10
	旧グリーンハウス	鉄骨造・1階建	162.96 m ²	S55
スポーツ・ヴィレッジ	テニスコート（5面）、溪流広場	—	—	S62
	管理棟	鉄骨造・2階建	157.58 m ²	S62

※スポーツヴィレッジはH24年度より休止中。高原センターはトイレと1Fロビーのみ開放。

2. 施設利用状況（利用者数）

（単位：人）

区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3
ファーム・ヴィレッジ（高原センター）	—	1,896	3,682	3,071	2,665	3,321
キャンピング・ヴィレッジ	21,888	20,918	11,964	12,857	10,695	9,859
グリーンパル光原荘	6,069	5,442	3,625	3,002	2,228	1,520
キャンプサイト	220	300	303	366	607	526
駐車場	15,599	15,176	8,036	9,489	7,860	7,813

3. 今後の方向性

施設の老朽化が進んでおり、維持管理経費と利用実態を踏まえ、令和4年3月31日で施設条例を廃止する。令和4年4月1日以降は下記のとおり。

	令和4年4月1日以降
ファーム・ヴィレッジ	
高原センター	行政財産として市が管理し地域主催のイベント等で活用
ふれあい広場	光ヶ原高原ファン倶楽部による維持保全
散策ランニングコース、畜舎、風車	機能廃止
駐車場	行政財産として市が管理し周辺の草刈を実施
キャンピング・ヴィレッジ	
キャンプサイト、炊事場、トイレ	（一財）あしんの里観光公社が借り受け、光ヶ原高原ファン倶楽部が活用
駐車場	行政財産として市が管理し周辺の草刈を実施
バンガロー（4棟）、あずま屋、グリーンパル光原荘、旧グリーンハウス	機能廃止
スポーツ・ヴィレッジ	
テニスコート（5面）、溪流広場、管理棟、駐車場	機能廃止

「光ヶ原高原観光総合施設」および「板倉区内の市民の森」の今後の方針について

これまでの経緯と方向性

- ・第4次公の施設の適正配置計画において、令和3年度までに、光ヶ原高原観光総合施設は「地域団体等へ貸付又は譲渡」、板倉区内の市民の森は「廃止」の方向性が示されている。
- ・市はこれまでの間、適正配置計画に基づき、光ヶ原高原ファン倶楽部(※)と市民の森を含めた光ヶ原高原の活用について協議を重ねてきた。
- ・その結果、地域振興および観光振興の観点などから、今後も活用が望まれる施設については、光ヶ原高原ファン倶楽部が運営あるいは維持保全を実施することとなった。

各施設の方針一覧

1. 光ヶ原高原ファン倶楽部が実施するもの

- キャンプサイト等の管理と運営
 - ・信越トレイル利用者にとって、中継キャンプ地として貴重な位置にあることからキャンプサイト、炊事場、トイレについては管理と運営を行う。
- ふれあい広場の維持保全
 - ・ファームヴィレッジ内のふれあい広場は、ピクニックに訪れるファミリーや散策に訪れる方などに、今後も光ヶ原高原の自然を楽しんでいただきたいことから、草刈り等の維持保全を行う。
- みずばしょうの森の維持保全
 - ・みずばしょうの森については、市道若葉山国有林線と信越トレイル筒方峠連絡道の接続点にあり、信越トレイル来訪者の利用が見込め、修景を楽しんだり、森林浴をする場として提供するため、草刈り等の維持保全を行う。

2. 市が実施するもの

- 駐車場の管理
 - ・光ヶ原高原の雄大な眺望や夜景、満点に輝く星空を楽しむ来訪者、キャンプサイトの利用者への対応として、高原センター、グリーンパル光原荘の駐車場を常時開放し、周辺の草刈り等の管理を行う。

3. 光ヶ原高原の情報発信

- ・光ヶ原高原の魅力を広く発信するために、SNS等の情報媒体の活用を関係団体と連携して取り組み、地域振興、観光振興の推進を図っていく。

※光ヶ原高原ファン倶楽部

…光ヶ原高原観光総合施設、市民の森にかかる公の施設の適正配置計画における施設の利活用を検討するため、令和2年2月に、NPO法人板倉まちづくり振興会、(一財)ゑしんの里観光公社、板倉商工会等の地域8団体により構成され発足した組織

※光ヶ原高原FC…光ヶ原高原ファン倶楽部の略称

ファーム・ヴィレッジ	令和3年度までの状況		令和4年度の姿
高原センター	市による管理 (1階トイレのみ開放)		行政財産として市が管理し、地域主催のイベント等で要望がある場合は開放(トイレは閉鎖)
ふれあい広場	市による草刈り等の実施		光ヶ原高原FCによる維持保全
散策ランニングコース	市による草刈り等の実施	➡	—
畜舎	—		—
風車	—		—
駐車場	市による草刈り等の実施 (常時開放)		眺望や夜景を楽しむ来訪者等のため、行政財産として市が管理し、周辺の草刈りを実施(常時開放)
キャンピング・ヴィレッジ	令和3年度までの状況		令和4年度の姿
グリーンパル光原荘 宿泊施設	市による管理運営		—
食堂	市による管理運営		—
キャンプサイト	市による管理運営		(一財)ゑしんの里観光公社が借り受け、光ヶ原高原FCが主体となり活用
トイレ	市による管理運営		(一財)ゑしんの里観光公社が借り受け、光ヶ原高原FCが主体となり活用
炊事場	市による管理運営	➡	(一財)ゑしんの里観光公社が借り受け、光ヶ原高原FCが主体となり活用
あずま屋	市による管理運営		—
バンガロー	市による管理運営 (2棟活用、2棟休止)		—
旧グリーンハウス	—		—
駐車場	市による草刈り等の実施 (夜間閉鎖)		眺望や夜景を楽しむ来訪者等のため、行政財産として市が管理し、周辺の草刈りを実施(常時開放)
スポーツ・ヴィレッジ	令和3年度までの状況		令和4年度の姿
テニスコート、溪流広場	—		—
管理棟	—	➡	—
駐車場	—		—
市民の森	令和3年度までの状況		令和4年度の姿
わさび田の森	市による草刈り等の実施		—
みずばしょうの森	市による草刈り等の実施	➡	光ヶ原高原FCによる維持保全



上農整第574号
令和4年1月5日

板倉区地域協議会
会長 平井 達夫 様

上越市長 中川 幹太
(農林水産部 農林水産整備課)

光ヶ原わさび田の森及び光ヶ原みずばしょうの森の廃止について (諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第127号 光ヶ原わさび田の森及び光ヶ原みずばしょうの森の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

光ヶ原わさび田の森と光ヶ原みずばしょうの森について、今後の維持管理費用を考慮する中で、公の施設として廃止することに関し、板倉区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの



板倉区総合事務所
経済・地域振興グループ

別紙

現況	諮問内容
<p>1 目的 地域の豊かな自然に触れる憩いの場を提供するとともに、森林を守り、育てる体験等を通じて自然環境に関する意識の高揚を図り、もって地域の特性に応じた森林の保全及び形成に資するため、市民の森を設置する。</p> <p>2 名称及び位置 光ヶ原わさび田の森 (板倉区関田 4049 番地) 光ヶ原みずばしょうの森 (板倉区筒方 3251 番地)</p> <p>3 施設 (1) 光ヶ原わさび田の森 ア 森林公園施設 イ その他附属施設 (2) 光ヶ原みずばしょうの森 ア 森林公園施設 イ 管理棟 ウ その他附属施設</p>	<p>1 廃止予定日 令和4年4月1日</p>

光ヶ原わさび田の森及び光ヶ原みずばしょうの森の廃止について

1. 施設概要

名称（位置）	施設	面積	建設年	維持管理内容
光ヶ原わさび田の森 （板倉区関田 4049 番地）	森林公園施設	59,394 m ²	H13	草刈、看板冬囲及び撤去、 場内点検
光ヶ原みずばしょうの森 （板倉区筒方 3251 番地）	森林公園施設	96,652 m ²	H13	草刈、看板冬囲及び撤去、 場内点検、
	管理棟	48 m ²	H13	管理棟冬囲及び撤去

○開場期間：7月1日から10月31日まで 午前10時から午後3時まで

○平成28年3月に市の自然環境保全地域に指定

2. 利用状況

	H28	H29	H30	R1
光ヶ原わさび田の森	-	50人	-	-
光ヶ原みずばしょうの森	42人	133人	33人	54人

※ 令和2年度以降は新型コロナ禍により利用者無し

3. 今後の方向性

今後の維持管理経費と利用実態を踏まえ、令和4年3月31日で条例廃止とする。令和4年4月1日以降は以下のとおり。

市民の森	令和4年4月1日以降
光ヶ原わさび田の森	廃止 看板、木橋1基の除却
光ヶ原みずばしょうの森	廃止（一部を光ヶ原高原ファン倶楽部※が維持保全） 看板、木道4基の除却

※光ヶ原高原観光総合施設、市民の森にかかる公の施設の適正配置計画における施設の利活用を検討するため、令和2年2月に、NPO法人板倉まちづくり振興会、（一財）ゑしんの里観光公社、板倉商工会等の地域8団体により構成され発足した組織

地域協議会会長会議 次第

と き 令和 4 年 1 月 6 日 (木)
午後 3 時 30 分から
ところ 上越文化会館 大会議室

- 1 開会

- 2 市長より

- 3 報告事項
「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた各地域協議会における
今後の取組の検討結果について … 配布資料

- 4 その他

- 5 閉会

令和4年1月6日開催 地域協議会会長会議

地域協議会	氏名	役職
高田区地域協議会	本城 文夫	会長
新道区地域協議会	船崎 聡	会長
金谷区地域協議会	村田 敏昭	会長
春日区地域協議会	太田 一巳	会長
諏訪区地域協議会	川上 久雄	会長
津有区地域協議会	藤本 孝昭	会長
三郷区地域協議会	竹内 浩行	会長
和田区地域協議会	有坂 正一	会長
高士区地域協議会	青木 正紘	会長
直江津区地域協議会	中澤 武志	会長
有田区地域協議会	熊木 敏夫	会長
八千浦区地域協議会	仲田 紀夫	会長
保倉区地域協議会	丸山 隆夫	会長
北諏訪区地域協議会	白木 朝雄	会長
谷浜・桑取区地域協議会	坪田 剛	会長
安塚区地域協議会	松苗 正二	会長
浦川原区地域協議会	藤田 宏禎	会長
大島区地域協議会	丸田 新一	会長
牧区地域協議会	西山 新平	会長
柿崎区地域協議会	吉井 一寛	会長
大潟区地域協議会	君波 豊	会長
頸城区地域協議会	上村 閨一	会長
吉川区地域協議会	薄波 和夫	副会長
中郷区地域協議会	竹内 靖彦	会長
板倉区地域協議会	平井 達夫	会長
清里区地域協議会	古澤 文夫	会長
三和区地域協議会	高橋 鉄雄	会長
名立区地域協議会	原田 秀樹	会長

(敬称略)

各地域協議会における今後の取組の検討結果一覧
 <「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組>

1 「地域協議会に関する意識調査」結果でみられた主な回答

	ア 意見交換について	イ 会議運営について	ウ 情報発信について
主な回答	<ul style="list-style-type: none"> 協議会が地域課題の解消に向けて取り組むためには、地域の団体等との意見交換や情報共有が必要 課題に気づき、自分たちで解決していかなければならないという思いを住民と協議会委員の両方が共有しながら議論を進めることが必要 日頃から協議会と諸団体の間の風通しをよくしておくことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 会議の開催日時が不定期で、予定が立てにくかった。 月1回の会議だけでは取り組むテーマの解消ができない。 毎回1時間程度の協議時間が設定されているが、議論の内容を深めるゆとりがなく時間切れになる。 学習会や先進的地域への研修視察を重視すること。 委員の責務として、全ての議題に対して各委員から必ず発言していただくような会議運営にしてほしい。 協議会に参加してもなかなか発言できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民等から協議会の活動に関心を持ってもらうために「地域協議会だより」を工夫し委員の声などを載せ、より親しみのある内容にしていく。 各地域の取り組み等を定期的に「地域協議会だより」として回覧板でも良いので多数発行し、活動内容を理解してもらう。

2 「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた各地域協議会における取組の検討結果

	ア 意見交換について	イ 会議運営について	ウ 情報発信について
1 高田区	<ul style="list-style-type: none"> 分科会などでの協議を進めていく中で、必要に応じて地域住民（団体）との意見交換を行う。意見交換を行う際は、女性や若者の参加も見据え、実施方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体会は第3月曜日 午後6時30分～、分科会は第1月曜日 午後6時30分～を基本としつつ、必要に応じて臨時会や移動例会等の開催を検討する。 分科会やグループワーク等の手法を通して、委員が発言しやすい会議運営を行う。 必要に応じて視察や研修の実施を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高田区地域協議会だよりの全戸配布について、町内会長協議会との話し合いを継続する。 高田区地域協議会の活動内容の周知方法を検討する。 高田区地域協議会だよりの掲載内容については、現状で自主的審議事項の審議内容等を掲載しており、現行どおりとする。 【その他の意見】 住民から地域協議会の活動に関心を持ってもらうため、広報上越で毎月数区ごとに地域協議会の活動をPRするような内容を掲載することができればよいと思う。
2 新道区	<ul style="list-style-type: none"> 自主的審議テーマの設定に向けて、町内会長との意見交換会を開催した。今後は、発言内容を踏まえて審議を進める。 次年度以降も同様の意見交換会を開催し、検討や取組の状況について認識を共有しながら審議を進めていく。 <p>※1月開催の地域協議会で協議予定</p>	<p>【開催日】</p> <ul style="list-style-type: none"> なるべく多くの委員が出席できるよう、毎回の会議などで出欠を確認し、決定する（現行どおり）。 <p>【審議の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議を効果的に進めるため、必要に応じてグループワークを実施し、委員が発言しやすいかたちを作っている。 今後も同様に進める。 <p>※1月開催の地域協議会で協議予定</p>	<p>【地域協議会だより】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年4回程度発行 町内会長の負担を考慮し「班回覧」にて実施する（現行どおり）。 <p>※1月開催の地域協議会で協議予定</p>
3 金谷区	<p>【自主的審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討チームが協議を進めて行く中で、必要に応じて地域住民（団体）との意見交換を随時実施していく。 <p>【自主的審議事項以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域からの要望や新たな課題が出た場合、必要に応じて実施する。 <p>【出張協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナウィルス感染症が落ち着くと思われる4月以降に、向橋町内会館を会場に実施する。 	<p>【開催日、開催時間、回数について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行（毎月第4水曜日午後6時から）どおりとする。 <p>【視察や研修の積極的な実施について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的審議を進めるうえで、必要な視察・研修を適宜実施する。 金谷区を知るため、金谷地域歴史を守る会が作成したマップをもとに、現地視察を行う。 <p>【会議の進行・発言の機会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の進め方でよい。 	<p>【発行回数、掲載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年4回発行、金谷区全戸配布（現行どおりとする）
4 春日区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情をとらえた審議を行うとともに、対応策の実現につなげていくため、町内会長等との意見交換会などを開催する。 	<p>【開催日】</p> <ul style="list-style-type: none"> なるべく多くの委員が出席できるよう、毎回の会議などで出欠を確認し、決定する（現行どおり）。通常は平日開催とするが、会議が長時間に及ぶ場合は土日開催に変更するなど、議論の必要に応じて対応していく（現行どおり）。 <p>【審議の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的審議テーマの候補が複数ある中で、委員が課題認識を持つテーマについて議論することや、発言しやすい体制をつくり議論の活発化を図るため、委員を3つのグループに分けて分科会を設置した。 	<p>【地域協議会だより】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年4回程度発行 地域活動支援事業の募集・審査や自主的審議の状況など、地域協議会の活動について適宜周知していく。

	ア 意見交換について	イ 会議運営について	ウ 情報発信について
5 諏訪区	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的審議テーマの設定に向けて、町内会長との意見交換会を開催し、地域の意見を踏まえて審議を行っている。 ・今後も、地域の団体と意見交換を行い、関係者と意思疎通を図りながら審議を進めていく。 	<p>【開催日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なるべく多くの委員が出席できるよう、毎回の会議などで出欠を確認し、決定する（現行どおり）。仕事を持つ委員が会議に参加しやすくなるよう、会議の開始時刻を午後7時からとする（現行どおり）。 <p>【審議の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員が発言しやすい体制をつくり、議論の活発化を図るため、自主的審議に関する審議グループを設置した。 	<p>【地域協議会だより】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年4回程度発行 ・地域活動支援事業の募集や事前説明会の開催周知など、関係者が限られるものは、町内会長の負担も考慮し「班回覧」に、配分額の使いかたを示す採択事業の一覧や、地域の課題に関する自主的審議の状況など、全住民に知っていただきたいものは「全戸配布」とする（現行どおり）。
6 津有区	<ul style="list-style-type: none"> ・既に町内会長との意見交換会を開催し、自主的審議テーマの設定に生かすことができている。 ・今後も必要に応じて地域の各団体との意見交換を行い、課題の情報共有を積極的に実施する。 	<p>【開催日時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状どおり、月末の月曜日 午後6時30分 <p>【開催回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状どおり、概ね月1回 <p>【視察・研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に研修として講師を呼んだ勉強会を行い、自主的審議に生かすことができている。 ・今後も積極的に実施する。 <p>【発言の機会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に議長が出席委員全員に意見を求めるなど、多くの委員に発言の機会を設けるよう配慮している。 ・今後も同様に努める。 <p>【分科会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議内容に応じて、グループワーク等の話し合いの場を設け、委員が発言しやすい雰囲気作りを心掛けている。 ・今後も同様に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会だよりについて、協議会の存在や活動内容を多くの住民に周知するために、内容を工夫する。 ・特に、絵や写真を多く掲載し、住民に見てもらえる紙面づくりを心掛ける。（11月発行分から実施済み）
7 三郷区	<p>【自主的審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、取り組んでいる自主的審議事項の協議を各班で進めて行く中で、必要に応じて地域住民（団体）との意見交換を随時実施していく。 <p>【自主的審議事項以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、取り組んでいる自主的審議事項以外の案件について、地域住民との意見交換会の実施にあたっては、目的、対象、目指すゴール等を協議したうえで実施する。 	<p>【会議開催日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木曜日を除く日程で開催する。 <p>【開催時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行（午後6時30分）どおりとする。 <p>【会議の運営方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この会議の場で十分に議論して、結論を出すことを基本とする。 ・とことん議論することが1番よいが、時間的にも許す時間帯がある。その場合は別日に会議を開催するなどの対応を考える。 <p>【会議の進行・発言の機会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて会長が個々に指名し、意見を引き出して行く。 <p>【その他（会議等に運営に関する改善点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、取り組んでいる自主的審議事項について、現行どおり、各班で行われている協議内容の報告をし、全体会議の中でも議論していく。 	<p>【発行回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年4回発行、金谷区全戸配布（現行どおりとする） <p>【掲載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民へ問題提起をする内容を含める。 ・地域の課題を掘り下げ、また広げていくため、地域協議会で「やっていること」「結果」を報告し、地域からの声を返してもらえるような仕組みを検討する。 <p>【SNS等の利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員から「地域協議会のアカウントを作り、地域協議会の活動をSNS等を利用してタイムリーに発信できないか。そして地域住民からコメント等をもらうことができるような仕組みができれば、情報の更新も早くでき、若者からも情報がフィードバックされるのではないか」との意見があった。（SNS等の利用は市の検討課題としてほしい）
8 和田区	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的審議の協議等により、必要に応じて地域住民（団体）との意見交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日を原則第3水曜日（午後6時30分～）とする。 ・グループワークの実施等、委員が意見を出しやすい会議運営に努める。 ・自主的審議事項の協議等により、必要に応じて視察や研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会だよりの発行回数は年4回（全戸配布）の現行どおりとする。 ・地域協議会だよりにおいて、委員以外の人からの意見の掲載を検討する。
9 高士区	<ul style="list-style-type: none"> ・既に町内会長や地域団体等との意見交換会を開催し、自主的審議に生かすことができている。 ・今後も必要に応じて意見交換を行い、課題の情報共有を積極的に実施する。 	<p>【開催日時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状どおり、毎回の会議で委員の都合を確認して次回開催日を決定する。 <p>【開催回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状どおり、概ね月1回 <p>【視察・研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議論に必要な情報を得るため、積極的に実施する。 <p>【発言の機会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に議長が出席委員全員に意見を求めるなど、多くの委員に発言の機会を設けるよう配慮している。 ・今後も同様に努める。 <p>【分科会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に審議内容に応じて、グループワーク等の話し合いの場を設け、委員が発言しやすい雰囲気作りを心掛けている。 ・今後も同様に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会だよりの作成に当たっては、より多くの地域住民に関心を持ってもらえるようにするため、委員の声やイラスト・写真、自主的審議の進捗状況などを工夫して掲載する。

		ア 意見交換について	イ 会議運営について	ウ 情報発信について
10	直江津区	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換会（町内会長、団体等）を例年化し、地域課題の把握・解消に努める。 意見交換会で課題として挙げたテーマについて、じっくりと議論し、解決策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催日…なるべく多くの委員が出席できるよう改めて開催日の設定等を確認した（毎月第3火曜日・18時30分～）。 学習会…コロナ禍も鑑みながら、区内も含め年1回は視察を実施する。 発言等…議題・資料を早めに配布し、欠席者が事務局に意見等を伝えられるようにする。テーマ・内容にもよるが、グループワークを積極的に活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会だよりに地域活動支援事業事例集などを参考にして写真を取り入れるなど読みやすい紙面づくりを心掛ける。また、委員の意見・視点等を反映できるような体制を検討した。→記事やレイアウトについて意見を出してもらい編集委員を3名選任した。
11	有田区	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換会（例：町内会長や活動団体）を定例的に開催し、地域の課題や団体が困っていることなどを聞き取る。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催日…なるべく多くの委員が出席できるよう会議の中で、次回開催日について協議又は連絡する。 学習会…コロナ禍も鑑みながら、区内も含め年1回は視察（現地視察）を実施する。 発言等…会議に意見をまとめて来れるように開催案内などで協議内容を事前周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会だよりに写真を多く取り入れるなど読みやすい紙面づくりを心掛ける。
12	八千浦区	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換会（例：町内会長や活動団体）を定例的に開催する（年1回程度）。 自主的審議事項の協議の際に話題となる海岸のごみ問題について、他区の海岸美化活動を行っている団体と情報共有や意見交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催日…なるべく多くの委員が出席できるよう会議の中で、次回開催日について協議又は連絡する。 学習会…コロナ禍も鑑みながら、区内も含め年1回は視察（現地視察）を実施する。 地域課題の把握には、地域内を歩いて回り、現状を理解することも有効である。 発言等…テーマ・内容にもよるが、全員の意見を確認する。 自主的審議事項等…委員が新たに把握した地域課題についても年1回程度意見交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会だよりを八千浦交流館はまぐみ（スポーツハウスはまぐみにも）に掲示する。その他の施設への掲示も検討・依頼する（駅や郵便局など）。また、八千浦地区明るい町づくり協議会のホームページに掲載する。 若年層が集う会合に出向き、地域協議会のPRを行う。 フェイスブックなどSNSを活用し、広報する。
13	保倉区	<ul style="list-style-type: none"> 町内会長や活動団体と意見や情報を共有するため、全体会議や役員同士の会議などを定例的に開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催日…なるべく多くの委員が出席できるよう会議の中で、次回開催日について協議又は連絡する。 学習会等…コロナ禍も鑑みながら、区内も含め年1回は視察（現地視察）を実施する。 発言等…テーマ・内容にもよるが、全員の意見を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会だよりを公民館に掲示する。その他の施設への掲示も検討・依頼する（郵便局など）。
14	北諏訪区	<ul style="list-style-type: none"> 町内会長連絡協議会、北諏訪まちづくり振興会と意見交換会を定例的に開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催日…なるべく多くの委員が出席できるよう会議の中で、次回開催日について協議又は連絡する。 学習会…コロナ禍も鑑みながら、区内も含め年1回は視察（現地視察）を実施する。 発言等…会議に意見をまとめて来れるように開催案内などで協議内容を事前周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会だよりに写真を多く取り入れるなど読みやすい紙面づくりを心掛ける。
15	谷浜・桑取区	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換会（例：町内会長や活動団体）を定例的に開催する（年1回程度）。 実施方法は、コロナ禍も考慮しながら、地域を分けての開催のほか、全員が出席するような意見交換会は開催せずに、テーマを決めてそれぞれの会で話し合うことも想定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催日…なるべく多くの委員が出席できるよう会議の中で、次回開催日について連絡する。 発言等…会議に意見をまとめて来れるように開催案内などで協議内容を事前周知する。 学習会…コロナ禍も鑑みながら、区内も含め年1回は視察（現地視察）を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会の取組について住民に周知するため、地域協議会だよりにおいて地域協議会で協議している内容についての記事を増やす。 地域の活動事例を載せるなど、会議の中で地域協議会だよりの掲載内容を検討する。
16	安塚区	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の把握・解消に向けて、住民組織、福祉・スポーツ団体、町内会、地域住民等との話合いの一層の活性化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、会議の開催日は毎月第4火曜日に設定しており、会議の際に改めて委員の都合を確認し、開催日時を決定している。 会議の進め方については、今後もグループワークの実施や必要に応じて会長が各委員に発言を求めるなど、多くの委員に発言の機会を設けるよう配慮する。 自主的審議事項等の議論がより一層深まるよう、議論に必要な情報を得るための視察研修を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会の活動に対して、より多くの住民から関心を持ってもらうため、地域協議会だよりにより委員の声や自主的審議事項の取組状況等を掲載し、全戸配布している。

		ア 意見交換について	イ 会議運営について	ウ 情報発信について
17	浦川原区	主に町内会を対象としている出張地域協議会を継続しつつ、新たに、若者や子育て世代など年代層別に意見交換会を開催し、課題を把握する。なお、必要に応じて分野別に委員を班分けするなど、小グループによる実施を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の開催日時の設定や議論が深まるような運用については柔軟に対応しており、今までどおりでよい。 ・区内の現状を把握するため、学校や団体等への視察を行うほか、現在、検討を進めている自主的審議の状況に応じて、必要であれば研修会や勉強会を開催する。 ・各委員は積極的に発言しており、委員に発言を強要するような運営の仕方はかえってよくない。 ・より自由に、フランクに委員同士で話し合いや意見交換のできる場（委員全員ではなく、少人数で話し合うことのできる場…非公開）を設ける。 	<p>地域協議会の活動への理解を深めてもらえるように、地域協議会だよりに自主的審議の協議過程も掲載する。</p> <p>また、防災行政無線による周知について、単なる開催のお知らせではなく、具体的な会議内容をアナウンスに盛り込む。</p>
18	大島区	<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている出張地域協議会を今後も開催し、地域協議会終了後地域住民と意見交換を行う。 ・住民組織や他区の地域協議会等との意見交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員が会議に参加しやすくなるような開催日時や回数を柔軟に設定する。 ・各議題についての勉強会や話し合いの場を適宜設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き地域協議会だよりを年3回発行する。 ・地域協議会だよりにおいて、地域協議会の概要を掲載し、住民にお知らせする。
19	牧区	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的審議を進めるにあたり、区内の子育て世代やNPO法人牧振興会と意見交換会を実施し、地域の課題解決に向けて協議を進めている。 	<p>【会議の開催日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の希望を集約し、原則毎月第4週の火曜日に設定している。年度初めに年間スケジュールを示し、委員が年間を通して予定しやすくなるよう配慮している。 <p>【開催時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夕方の6時30分を開始時刻としている。また、冬期間（11月～3月）は30分繰り上げ6時00分を開始時刻としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員が、任期中に必ず1度は地域協議会だよりの編集に関わるように、委員を4班の編集委員会に分け、年3回発行し全戸配布している。地域協議会への関心をもってもらうため、視察研修や自主的審議事項等の活動報告を編集担当委員が作成しており、委員の意見や思いなどもたよりに掲載している。
20	柿崎区	<ul style="list-style-type: none"> ・団体との懇談会を開催し、自主的審議のテーマを決定した。 ・自主的審議と関わりのある地域団体等との意見交換の実施を通じて地域の意見を積極的に収集し、議論にいかしている。 ・頸北地区地域協議会委員合同研修会を開催し、隣接地区との意見交換を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の日程は原則、毎月第3火曜日に設定しており、予定が立てやすくなるよう配慮している。 ・自主的審議事項等の議論がより一層深まるよう、議論に必要な情報を得るための視察研修を行っている。 ・議長が広く委員の意見を求めるよう配慮している。 ・頸北地区地域協議会委員合同研修会を開催し、地域課題に対する研修を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会だよりについて、地域住民が読んだときに取組に関心を持ってもらえるように、委員目線・地域目線で載せるトピックや文面を工夫している。 ・例年、まちづくりフォーラムにおいて、地域協議会の活動報告を行っている。
21	大潟区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会、町内会長協議会、まちづくり大潟による「大潟区連絡会議」を組織しており、年数回会議を開催し、各団体が把握している地域課題等について協議している。 ・頸北地域の地域協議会委員による合同研修会を開催しており、地域課題の共有と意見交換を実施している。 ・今後、全町内会長と地域協議会委員全員による意見交換、懇談の場を設けることができないか検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、会議の開催日を毎月第4木曜日（祝日等の場合は第3木曜日）に設定しており、委員が年間を通して予定しやすいよう配慮している。 ・地域活動支援事業審査前の勉強会、「公の施設の適正配置計画」に搭載された施設の現場視察、自主的審議事項に取り上げる鶴の浜人魚館の現場視察等、地域協議会での議論を深めるため、定例の協議会以外に適時実施している。 ・令和3年度について、大潟区地域協議会委員視察研修として、自主的審議事項の参考とすることを目的に、安塚区のキューピッドバレイ指定管理者であるスマイルリゾート（株）の総支配人からキューピッドバレイ利用客増加に向けた取組を聞いた。 ・頸北地区地域協議会委員合同研修会を開催し、地域課題に対する研修を行っている。 ・委員の発言については、議長である会長が会議進行する中で、挙手して発言した委員以外の委員を指名し、意見を求めるなど、参加委員全員が発言できるよう配慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会委員が、任期中に必ず1度は地域協議会だよりの編集に関わるように、委員を4班の地域だより編集委員会に分け、年3回地域協議会だよりを作成、全戸配布により地域協議会の活動状況や、自主的審議事項の協議状況等を住民に伝えている。 ・地域協議会だよりについては、原稿執筆、編集、印刷等の作業全てを編集委員が担っており、委員それぞれの意見や委員としての意気込みなどを掲載している。 ・現状、地域協議会からの情報発信のみとなっていることから、地域住民からの意見を受け付ける仕組みづくりができないか検討し、紙面上に「住民の声」欄を取り入れる等を検討する。

		ア 意見交換について	イ 会議運営について	ウ 情報発信について
22	頸城区	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体、サークル団体、町内会長会議との意見交換会を通じて地域の意見や問題点を聞き取る。 ・3小学校、1中学校の児童会、生徒会、PTAとの意見交換会の場を設け、子どもたちの声や意見を把握し、議論にいかしていく。 <p>※1月開催の第9回地域協議会で再度検討予定</p>	<p>【会議の開催日時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤めている委員が参加しやすいように午後6時から午後6時30分に変更した経緯があり、開催時間は現状のままでよい。 ・開催日は、商売をしていると月末だと締日や支払日があるので月の中旬に変更し、開催日を予め決めておき予定を立てやすくする。 <p>※1月開催の第9回地域協議会で再度検討予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会だよりについて現2回の発行から複数回の発行にする。 ・地域住民に関心を持ってもらうために頸城区民が困っている課題や取組を掲載するなど紙面づくりに工夫が必要。 ・地域協議会委員が何をして、どのような問題や解決にあたらうとしているのか、小中学生向けの情報紙を作ることとも検討していく。 <p>※1月開催の第9回地域協議会で再度検討予定</p>
23	吉川区	<ul style="list-style-type: none"> ・既に地区別意見交換会や分科会による関係者との意見交換を開催しており、今後も必要に応じて地域協議会で協議をしながら実施する。 ・頸北地区地域協議会委員合同研修会を開催し、隣接地区との意見交換を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の日程は毎月第3木曜日に設定しており、予定が立てやすくなるよう配慮している。 ・審議内容によっては、分科会の設置や自主的な勉強会の開催など議論が深まる取り組みをしている。 ・議長が広く委員の意見を求めるよう配慮している。 ・自主的審議事項では、毎回議題に載せ議論を深めており、視察研修についてはコロナ禍が終息すれば必要に応じて実施できる。 ・頸北地区地域協議会委員合同研修会を開催し、地域課題に対する研修を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会だより編集委員を選任し、審議事項や自主的審議事項などの活動について、市民や委員の意見などを地域協議会だよりに掲載し全戸配布している。 ・地域協議会だよりを見やすくするため、文字の大きさや写真、イラストを活用するなど紙面づくりに意を用いている。
24	中郷区	<p>自主的審議事項を検討するにあたり協議が必要と思われる団体や地域住民との意見交換を行うなどして、地域協議会の考えていることと地域住民が望んでいることに差異がないように進めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の開催日時については委員の意見を聞き決定している。また、会議の進行上、必要があれば分科会形式で行っており、意見の集約等スムーズな会議運営となっている。 ・地域協議会においては全員から発言してもらうようにしている。今後も気軽に意見を言える会になるよう進めていく。 	<p>地域協議会だよりは年3回、9月、12月、3月と発行している。内容については自主的審議事項の進捗状況や協議内容について連載しているほか、委員の研修状況や意見交換会の状況なども載せ、地域協議会での活動がわかるように発信している。（全戸配布）</p>
25	板倉区	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度、6地区（針・山部・寺野・宮嶋・筒方・豊原）の地区連絡協議会と意見交換を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止した。今後は令和4年度開催に向け、具体的な開催方法等を検討する。 ・令和3年度、3つの部会（産業建設、健康福祉、地域振興）において、板倉区内の各種団体と意見交換を実施し、地域の課題を把握することで新たな自主的審議のテーマを検討している。 ・今後も適宜、地域住民との話し合いを行っていく。 	<p>【開催日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日については会長、副会長と事前に打合せし、地域協議会の際に他の委員に確認し決定している。 <p>【研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は頸城区へ視察研修に出向いた。 ・地域活動支援事業の採択方針や、地域活動支援事業の現地確認など適宜勉強会を設けている。 <p>【部会の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業建設部会、健康福祉部会、地域振興部会、地域活動支援事業審査基準検討部会に委員が分かれて話し合いの場を設けている。 <p>【委員の発言状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会において発言回数に差はあるが、部会では委員全員が発言している。 ・今後も今までの取組を継続し、さらに充実させていく。 	<p>【地域協議会だより】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は4回、編集委員会を開催し原稿を作成。全戸配布するとともに市HPに掲載。 ・毎号担当を決めて、委員の声「ひとこと」を掲載 ・今後も地域協議会だよりに委員の声や自主的審議の進捗状況等を掲載するなどの工夫をする。 ・また、毎月発行する総合事務所だよりにも、必要があれば地域協議会についての記事を掲載する。
26	清里区	<p>【意見交換会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内にどのような課題があるのかを把握するためには、町内会長連絡協議会や民生委員・児童委員会等との意見交換や情報共有が必要である。 ・コロナ禍での実施は難しいが、状況を見ながら実施したい。 	<p>【会議開催日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急な案件がなければ毎月最終木曜日の午後3時とし、会議の中で次回の開催日程を決めている。 ・委員に意見求めたが、変更を希望する声はなかった。 <p>【発言の機会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発言が特定の人に偏らないよう、必要に応じて1人1人指名し、全委員に発言の機会を与えている。 <p>【勉強会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的審議のテーマ選定にあたり、勉強会を開催し検討を進めている。 	<p>【地域協議会だより】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでどおり年4回の発行、全戸配布を継続する。 ・正副会長、編集委員（2名）で編集会議を実施し、掲載内容を検討する。

		ア 意見交換について	イ 会議運営について	ウ 情報発信について
27	三和区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解消に向け、引き続き地域の各団体（振興会、町内会長協議会、青少年育成会議）等との意見交換を行い、三和区における課題の情報共有と対策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各議題に対し、委員一人一人が自覚を持って事前準備を行い、自発的に発言することで議論を深める。 ・現在、会議は委員が参加しやすい時間帯（午後6時30分～）としているが、審議に時間を要すると見込まれる場合は、開会時間を早めるなど柔軟に対応する。 ・会議の進め方については、今後もグループワークの実施や会長が各委員に均等に発言を求めるなど、多くの委員に発言の機会を設けるように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会だよりの作成に当たっては、より多くの地域住民に関心を持ってもらえるようにするため、他区の地域協議会だよりを参考にしながら、委員の声（想い、意見、感想）やイラスト・写真などを工夫して掲載する。
28	名立区	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、区内のまちづくり団体や、他地域協議会との意見交換会、自主的審議事項に関係する団体との協議を行っている。 ・今後も現在の取組を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日中、仕事がある方に配慮し、開催時間を夕方以降に設定している。 ・地域協議会に加えて適宜分科会を開催し、より発言しやすい環境で議論を深めている。 ・自主的審議事項の議論を進めるにあたり、関係団体との意見交換や、住民へのアンケートの実施、類似の施設を持つ地域協議会への視察などを行っている。 ・今後も現在の取組を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会だよりに自主的審議事項の進捗状況の報告や、地域協議会委員が体験したこと、感じたことを掲載するトピックスを設けるなど、関心を持ってもらえるような記事内容を心掛けている。 ・今後も現在の取組を継続するとともに、編集会議において、より関心を持ってもらえる記事内容の検討を行っていく。

令和3年度 地域協議会会長会議（1月6日開催）における市からの説明事項の概要等

地域協議会に期待することや、地域活動支援事業（令和4年度）等について

(1) 市の現状認識

- ・当市はこの間の市町村合併により、広大な面積を有し、様々な地勢や土地の利活用に富み、住民の皆さんが育んできた歴史や文化なども様々です。
- ・一方で、人口減少や少子高齢化などが進み、地域の活力を維持していくことが難しくなっており、地域の活性化につながる更に効果的な手立てが必要と考えています。

(2) 目指す地域分権

- ・私の目指す「地域分権」とは、地域の活力向上を主眼に置くものと考えています。
- ・地域の活力を向上するためには、多様な地域の資源を活用しながら、地域が自らの考えのもとに、積極的に、地域の実情にあった取組を進めていくことが必要です。
- ・この取組を有効に進めるためには、地域の方々や地域協議会、市職員が力をあわせて地域のことを考え、実行に移す仕組みが求められます。
- ・人口が減少していく中、世の中が変わってきており、地域も職員も「自分が実行して物事を決めていく」基本に立ち返らないと物事は良い方向に進んでいかない状況にあることから、実効性のある取組を生み出し、地域の活性化につなげたいと考えています。
- ・実行に移す仕組みの一つとして、「地域独自の予算」を考えています。令和5年度当初予算の編成から段階的に取り組んでいき、地域で提案のあった事業ごとに市議会で予算案を審議いただける方法を考えていきます。
- ・これらの仕組みについては、令和4年度にかけて検討していきます。

(3) 地域協議会への期待

- ・当市の地域協議会の重要な役割として、区内の課題を対象に、地域の団体との連携・協力関係を築く中で解決策を導き出すため、また、地域の意見を市政に反映するため、「自主的に審議を行うこと」があります。
- ・積極的に地域の方々との意見を交わす中で、「取り組むべき地域の課題を選び出し、どう解決していくか」といった令和5年度予算案への反映を視野に入れた取組をお願いいたします。
- ・現状では、既存の制度として「地域を元気にするために必要な提案事業」があります。市の担当課や総合事務所、まちづくりセンターでは、早い段階で議論に加わり、実現可能な取組となるよう進めていきます。地域協議会におかれては、令和4年度ではこの事業の活用を念頭に置き、自主的審議を進めていくことを期待しております。

(4) 地域活動支援事業

- ・地域活動支援事業は、民間の活動に対する補助であり、受け身の性格が強いことから、これからの地域の活性化を考えた場合、十分な手法とは言えないと考えています。
- ・地域活動支援事業については、令和5年度からの「地域独自の予算」までの経過措置として、地域の活動への配慮の観点から令和4年度に限ってこれまで同様の支援を行いたいと考えています。
- ・地域協議会におかれては、従来以上に自主的審議に集中し、議論を深めていただきたいことから、その一環として、経過措置として行う令和4年度の採択基準の検討や審査に係る一連の作業は、総合事務所やまちづくりセンターが令和3年度のものを引き続き活用しながら行うこととし、地域協議会には審査等をお願いしないことを考えておりました。

市の今後の対応について

地域活動支援事業の審査を含む取扱い等について、地域協議会会長会議での会長からの質問、意見を踏まえ、検討を急ぎ進めています。その結果は、あらためてお知らせいたします。

令和 3 年度地域活動支援事業報告会の開催（案）について

1 開催日時 令和 4 年 3 月 4 日（金） 午後 6 時 3 0 分～

2 開催場所 板倉コミュニティプラザ 市民ホール

3 開催内容

時間配分	次 第	役 割
18:30	1 開会	進行：高波次長
18:30～ (2 分)	2 会長あいさつ	平井会長
18:32～ (76 分)	3 令和 3 年度地域活動支援事業の報告 ・ 1 団体：発表 3 分、質疑応答 2 分、入替 1 分 （6 分×10 団体） ・ 冒頭に進行方法の説明約 1 分 ・ 途中に換気のための休憩を約 10 分とる	進行：平井会長 (説明：小池班長)
19:48～ (10 分)	4 令和 4 年度地域活動支援事業について	説明：小池班長
19:58～ (2 分)	5 閉会のあいさつ	古川副会長
20:00	6 閉会	進行：高波次長

(90 分)

4 対 象 者

- ・ 地域活動支援事業の提案団体
- ・ 板倉区内に在住の市民
- ・ 板倉区内で活動している各種団体

5 周知方法

- ・ 総合事務所だより 2/25 号
- ・ 各団体代表者に案内の送付
- ・ 防災行政無線